



# 市役所からのお知らせ

●文中の「SC」はサービスセンターの略

## 固定資産税の 縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関するお問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(888)5477  
家屋担当 ☎(888)5479  
償却資産担当 ☎(888)5480

■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間 4月1日(木)から5月31日(月)までの平日、午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 資産税課(市役所2階)

縦覧できるかた 納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧できるもの(内容) 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額)

持ち物 運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

\*土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産評価が適正かどうかを確認してもらう制度です。趣旨から外れる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間 4月1日(木)から通年(平日)、午前8時30分～午後5時15分(駅東SCは午前9時)

閲覧場所 資産税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC

\*内容の説明や問い合わせは、資産税課のみとなります。

閲覧できるかた

(閲覧内容はそれぞれ異なります)

①納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)

②土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

③家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

④固定資産の処分をする権利を有するかた

閲覧できるもの(内容) 固定資産課税台帳(所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など)

\*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物 運転免許証など本人であることを証明できるもの。②④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または

委任状

委任状

◆令和3年度固定資産税の納税通知書は、5月7日(金)に発送予定です

## 4月12日(月)から市立病院敷地の通行ルートを変更

市立秋田総合病院の建替工事に伴い、敷地内の通行ルートが変わります。ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

4月12日(月)から東側への車両の通り抜けができなくなります

病院への送迎は、西側から入退場するルートとなります

左折での入退場にご協力ください

東側からの歩行者は、立体駐車場のエレベーターを利用し、正面出入口にお進みください。西側の歩行者経路は今ままでお入りです

●問い合わせ 市立秋田総合病院 ☎(823)4171



## 住み慣れた地域で 安心して暮らすために

秋田市福祉生活サポートセンター(秋田市社会福祉協議会内)では、判断能力に不安のある高齢のかたや知的障がい・精神障がいのあるかたを対象に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、次のようなサービスを提供しています。

①社会福祉サービスの情報提供や利用手続きのお手伝い

②日常的な金銭管理サービス

③書類などの預かりサービス

④サポーターセンターへの相談

⑤訪問調査

⑥申込書類や支援計画の作成

⑦契約

⑧サービス開始

生活支援員がサービスを提供します。サービス開始からは利用料がかかります。1回1時間以内は1千円。1時間を超えた場合は、以降30分ごとに50円。生活保護受給者は無料です

●問い合わせ 秋田市福祉生活サポートセンター ☎(862)0102

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力!

